

## 入湯税の使途に関する説明調書

入湯税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、課税するものとされています。また、伊達市において令和2年10月1日より入湯税の税率改正を行い、引上げ分を大滝区の観光振興に充てることとしています。

令和4年度伊達市一般会計歳入歳出決算における入湯税の充当状況については、下記のとおりです。

・入湯税	通常課税	27,033 千円
	超過課税	25,931 千円

(単位 千円)

事業名	決算額	財源内訳						
		特定財源				一般財源		
		国・道 支出金	市債	大滝区 観光振興 基金 繰入金	その他	うち入湯税		
						標準 課税分	超過 課税分	
環境衛生施設整備事業	40,300					40,300	20,898	/
簡易水道事業繰出金	40,300				40,300	20,898		
鉱泉源の保護管理施設	24,864				13,034	11,830	6,135	
温泉供給施設維持管理費	24,864				13,034	11,830	6,135	
観光振興事業	25,931					25,931		25,931
大滝区観光振興基金積立金	25,931					25,931		25,931
合計	91,095				13,034	78,061	27,033	25,931